

少年補導職員

の業務をご存知ですか??

少年補導職員は、県警本部及び県内3市の青森・八戸・弘前警察署に配属されている少年問題に対応する専門の警察職員で、関係機関やボランティア団体などと連携し、少年相談・継続補導・被害少年に対する継続的支援を中心とした子どもの健全育成をサポートする様々な活動を行っています。

少年相談

電話や面接により、少年非行などの問題に関し、少年や保護者などから相談を受け、相談者の立場に立って対応し、必要により家庭、学校等と連携を図りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じます。

継続補導

非行に走った少年や非行に傾きかけた少年、または少年の非行防止上必要と認められた場合、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで、継続的な面接や家庭訪問等を通じ助言や指導を行います。

被害少年への継続的支援

犯罪やその他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為で被害を受けた少年に対し、必要に応じ専門家の助言・指導を受けながら継続的な面接等を実施し、立ち直りのための支援活動を行います。

家出少年への対応

少年事案の処理

有害環境の浄化

街頭補導

要保護少年への対応

関係機関との連携

広報啓発

青森少年サポートセンター安方センター 776-7676

青森警察署 生活安全課 ☎ 723-0110